



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成18年2月28日火曜日 第1738号

◇ 目 次 ◇

指定居宅支援事業者の指定（4件）.....	127
指定居宅サービス事業者の指定.....	128
指定居宅介護支援事業者の指定.....	128
指定居宅サービス事業を行う事業所の名称の変更.....	128
指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地の変更.....	129
指定居宅サービス事業を行う事業所の名称及び所在地の変更... ..	129
指定居宅サービス事業の廃止.....	129
指定居宅介護支援事業を行う事業所の所在地の変更.....	130
指定居宅介護支援事業の廃止.....	130

指定介護療養型医療施設の指定の辞退.....	130
建設業者の許可の取消し.....	130
土地収用法に基づく事業の認定.....	131
基本測量の終了の通知.....	132
公共測量の実施の通知.....	132
道路の供用開始（県道川之江大豊線）.....	132
道路の供用開始（県道弓削島循環線）.....	133
道路の区域変更（一般国道378号）.....	133
道路の区域変更（一般国道378号）.....	133
開発行為に関する工事の完了.....	134

告 示

○愛媛県告示第262号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成18年2月28日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300193113	有限会社ライフケア	新居浜市宮原町12番21号	中 沢 久美子	児童居宅介護	ライフケア	新居浜市宮原町12番21号	平成18年2月17日

○愛媛県告示第263号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成18年2月28日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100213111	有限会社ライフケア	新居浜市宮原町12番21号	中 沢 久美子	身体障害者居宅介護	ライフケア	新居浜市宮原町12番21号	平成18年2月17日

○愛媛県告示第264号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成18年2月28日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200237119	有限会社ライフケア	新居浜市宮原町12番21号	中 沢 久美子	知的障害者居宅介護	ライフケア	新居浜市宮原町12番21号	平成18年2月17日

○愛媛県告示第265号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成18年2月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100214119	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	寺 田 明 彦	身体障害者居宅介護	アイリスケアセンター今治	今治市黄金町四丁目1-18塩見ビル1F	平成18年2月17日

○愛媛県告示第 266 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成18年2月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 年 月 日
				名 称	所 在 地	
3871000463	愛媛医療生活協同組合	愛媛県松山市中村3-1-1	訪問介護	ヘルパーステーションごしき	愛媛県伊予市米湊736-3高齢者福祉施設ごしきの家	平成18年1月1日
3873200962	特定非営利活動法人ふくふくの会	愛媛県越智郡上島町弓削上弓削3番地	通所介護	デイサービスふくふくの会	愛媛県越智郡上島町弓削上弓削3番地	平成18年1月1日
3870501586	株式会社翼	香川県高松市林町1994番地3	福祉用具貸与	株式会社翼	愛媛県新居浜市宇高町一丁目3番	平成18年1月1日
3871000471	株式会社えひめメディコープ	愛媛県松山市中村三丁目1番1号	通所介護	デイサービスごしき	愛媛県伊予市米湊736-3高齢者福祉施設ごしきの家	平成18年1月4日
3873500809	有限会社デイサービスさくら	愛媛県伊予郡松前町恵久美546番地6	通所介護	有限会社デイサービスさくら	愛媛県伊予郡松前町恵久美546番地6	平成18年1月5日
3870300872	有限会社アポトライ	愛媛県宇和島市丸之内三丁目2-1	通所介護	ラポールデイサービス	愛媛県宇和島市新町1-4-10	平成18年1月10日
3870501594	社会福祉法人すいよう会	愛媛県新居浜市郷甲687番地	通所介護	認知症専用デイサービスセンター「和が家」	愛媛県新居浜市郷三丁目16番7号	平成18年1月11日
3870105461	株式会社クボタ建機リース	愛媛県松山市来住町1433番地	福祉用具貸与	ハッピーケアK K L	愛媛県松山市来住町1433番地	平成18年1月16日
3870105578	医療法人がざはやくリニック	愛媛県松山市中西内618番地	認知症対応型共同生活介護	グループホームがざはや	愛媛県松山市中西内寺ノ西469番地	平成18年1月16日
3870400565	株式会社ベルワイド	愛媛県八幡浜市新町272番1	短期入所生活介護	おる de 新町短期入所生活介護事業所	愛媛県八幡浜市新町272番1	平成18年1月16日
3860191075	有限会社リハビリステーションみかん	愛媛県松山市西長戸町205番地1サニーハイツ西長戸105号	訪問看護	訪問看護ステーションみかんリハビリクラブ	愛媛県松山市西長戸町205番地1サニーハイツ西長戸105号	平成18年1月17日
3870105586	石井オアシス・ケアサービス有限公司	愛媛県松山市古川北二丁目16-6	特定施設入所者生活介護	オアシス小坂	愛媛県松山市小坂五丁目363番1	平成18年1月20日

○愛媛県告示第 267 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成18年2月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 年 月 日
				名 称	所 在 地	
3870400573	有限会社タカハシ	愛媛県八幡浜市1510-53	居宅介護支援	有限会社タカハシ指定居宅介護支援事業所もたらう	愛媛県八幡浜市1510-53	平成18年1月17日

○愛媛県告示第 268 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成18年2月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所			届出年月日
				名称		所在地	
				変更前	変更後		
3870300278	宇和島地区広域事務組合	愛媛県宇和島市曙町1	短期入所生活介護	宇和島地区広域事務組合短期保護施設光来園	老人短期入所施設光来園	愛媛県宇和島市保田806	平成17年10月1日
3870300294	宇和島地区広域事務組合	愛媛県宇和島市曙町1	通所介護	宇和島地区広域事務組合デイサービス施設光来園	デイサービス施設光来園	愛媛県宇和島市保田806	平成17年10月1日
3873900199	宇和島地区広域事務組合	愛媛県宇和島市曙町1	短期入所生活介護	宇和島地区広域事務組合短期保護施設勝山荘	老人短期入所施設勝山荘	愛媛県北宇和郡鬼北町上大野322	平成17年10月1日
3873900249	宇和島地区広域事務組合	愛媛県宇和島市曙町1	通所介護	宇和島地区広域事務組合デイサービス施設勝山荘	デイサービス施設勝山荘	愛媛県北宇和郡鬼北町上大野322	平成17年10月1日

○愛媛県告示第269号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成18年2月28日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所			届出年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3873900611	有限会社ケアサポートいずみ	愛媛県北宇和郡鬼北町永野市98番地1	訪問介護	有限会社ケアサポートいずみ	愛媛県北宇和郡鬼北町永野市97番地1	愛媛県北宇和郡鬼北町永野市98番地1	平成17年11月1日
3870105362	有限会社介護サービスせとか	愛媛県松山市美沢二丁目7番52号	訪問介護	介護サービスせとか	愛媛県松山市美沢二丁目7番52号	愛媛県松山市衣山四丁目68-10衣山大東ビル403号	平成17年12月20日
3873300358	有限会社さくら	愛媛県東温市北方3051番地2	訪問介護	ヘルパーステーションさくら	愛媛県東温市北方3205番地1コスモ川内101号	愛媛県東温市北方3051番地2	平成18年1月17日
3870104381	有限会社ヨシケン産業	愛媛県松山市北井門三丁目14番28号	認知症対応型共同生活介護	グループホームいしい	愛媛県松山市北井門町408番地1	愛媛県松山市北井門三丁目14番28号	平成18年1月30日
3870700238	株式会社悠遊社	愛媛県松山市余戸南二丁目24番38号	訪問介護	株式会社悠遊社大洲事業所	愛媛県大洲市若宮467番地11	愛媛県大洲市菅田町菅田字山城戸甲934	平成18年1月31日
3870700238	株式会社悠遊社	愛媛県松山市余戸南二丁目24番38号	訪問入浴介護	株式会社悠遊社大洲事業所	愛媛県大洲市若宮467番地11	愛媛県大洲市菅田町菅田字山城戸甲934	平成18年1月31日

○愛媛県告示第270号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。

平成18年2月28日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所				届出年月日
				変更前		変更後		
				名称	所在地	名称	所在地	
3863190306	医療法人弘仁会	愛媛県西条市三津屋南9-10	訪問看護	訪問看護ステーションあすか	愛媛県西条市丹原町古田167-1	訪問看護ステーションたらちね	愛媛県西条市三津屋南10-10越智ビル2F	平成18年1月1日
3871200311	医療法人弘仁会	愛媛県西条市三津屋南9番10	訪問介護	ヘルパーステーションまほろば	愛媛県西条市三津屋南9番10	ヘルパーステーションたらちね	愛媛県西条市三津屋南10番10越智ビル2F	平成18年1月1日

○愛媛県告示第271号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービスを廃止した旨の届出があった。

平成18年2月28日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	廃止に係る指定居宅サービス事業所		届出年月日
				名称	所在地	
3870100587	社会福祉法人愛寿会	愛媛県松山市東方町813	訪問入浴介護	訪問入浴サービスであ	愛媛県松山市余戸南5-3-18	平成16年3月1日

3870105313	株式会社ベストライフ 松山	愛媛県松山市西垣生町 559 - 6	訪問介護	株式会社ベストライフ 松山悠歩会訪問介護事 業所	愛媛県松山市西垣生町 559 - 6	平成17年12月15日
3813510108	医療法人高瀬内科胃腸 科	愛媛県伊予郡松前町出 作539 - 1	通所リハビリテ ーション	高瀬内科胃腸科	愛媛県伊予郡松前町出 作539 - 1	平成17年12月31日
3870103300	株式会社幸耀	香川県高松市田村町94 8番地	福祉用具貸与	株式会社幸耀愛媛事業 部	愛媛県松山市空港通三 丁目10番7号	平成17年12月31日
3870501123	株式会社幸耀	香川県高松市田村町94 8番地	福祉用具貸与	株式会社幸耀愛媛事業 部新居浜営業所	愛媛県新居浜市田所町 2 - 25	平成17年12月31日
3873200715	合資会社ふくふくの会	愛媛県越智郡上島町弓 削日比669番地	通所介護	ふくふくの会	愛媛県越智郡上島町弓 削下弓削593番地	平成17年12月31日
3873400372	社会福祉法人久万高原 町社会福祉協議会	愛媛県上浮穴郡久万高 原町久万45番地2	訪問介護	久万高原町社会福祉協 議会指定訪問介護事業 所柳谷	愛媛県上浮穴郡久万高 原町柳井川846番地保 健福祉センターやなだ に	平成17年12月31日

○愛媛県告示第 272 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成18年2月28日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険 事業者番号	指定居宅介護支援 事業者の開設者の 名称又は氏名	開設者の主たる 事務所は 所在地	サービス の種類	指定居宅介護支援事業所			届出 年月日
				名 称	所 在 地		
					変 更 前	変 更 後	
3870700238	株式会社悠遊社	愛媛県松山市余戸南二 丁目24番38号	居宅介護 支援	株式会社悠遊社大洲 事業所	愛媛県大洲市若宮 467番地11	愛媛県大洲市菅田 町菅田字山城戸甲 934	平成18年 1月31日

○愛媛県告示第 273 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成18年2月28日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険 事業者番号	指定居宅介護支援 事業者の開設者の 名称又は氏名	開設者の主たる 事務所は 所在地	サービスの種類	廃止に係る指定居宅介護支援事業所		届出年月日
				名 称	所 在 地	
3870300617	有限会社なごみ	愛媛県宇和島市保田甲 360番地3	居宅介護支援	なごみ	愛媛県宇和島市保田甲 360番地3	平成17年12月1日
3870105321	株式会社ベストライフ 松山	愛媛県松山市西垣生町 559 - 6	居宅介護支援	株式会社ベストライフ 松山悠歩会居宅介護支 援事業所	愛媛県松山市西垣生町 559 - 6	平成17年12月15日
3870102815	株式会社ユニケア	愛媛県松山市馬木町52 4番1	居宅介護支援	指定居宅介護支援事業 所クレセント堀江	愛媛県松山市堀江町甲 844番地6	平成17年12月31日

○愛媛県告示第 274 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

平成18年2月28日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険 事業者番号	指定介護療養型 医療施設の開設者の 名称又は氏名	開設者の主たる 事務所は 所在地	サービスの種類	辞退に係る指定介護療養型医療施設		届出年月日
				名 称	所 在 地	
3810628135	医療法人同心会	愛媛県西条市朔日市80 4	介護療養型医療 施設	西条中央病院	愛媛県西条市朔日市80 4	平成17年12月31日

○愛媛県告示第 275 号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成18年2月28日

愛媛県知事 加戸守行

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-13)第9243号	平成13年10月15日	(有)大西建材	大西 正三	四国中央市中曾根町乙599	平成18年1月6日	土木工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止
(特-14)第316号	平成14年7月17日	井関建設(株)	井関 和正	西予市野村町野村14-449	平成18年1月12日	土木工事業 建築工事業 とび・土工工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-15)第15440号	平成15年10月23日	(有)レックス	関戸 勝敏	新居浜市菊本町2-8-16	平成18年1月16日	建築工事業	建設業の廃止
(般-16)第15587号	平成16年7月20日	たちばな塗装	藤岡 真浩	今治市新谷甲1115-1	平成18年1月17日	塗装工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般-14)第2361号	平成14年12月17日	垣本商事(株)	垣本 洋	松山市南高井町569	平成18年1月20日	管工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-14)第14990号	平成14年5月9日	(有)富士建設	富士 一雄	伊予市中村89-1	平成18年1月20日	建築工事業	建設業の廃止
(般-16)第14375号	平成16年10月19日	乃万設備	池内 洋一	今治市宅間甲1273-6	平成18年1月23日	管工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般-12)第9069号	平成13年2月28日	(株)浜田工業	浜田 剛一	四国中央市土居町小林631-2	平成18年1月25日	土木工事業 鋼構造物工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-13)第14759号	平成13年7月6日	九代興業	松田 智宏	松山市北吉田町1032	平成18年1月25日	土木工事業	建設業の廃止
(般-15)第996号	平成16年2月19日	(株)大興建設	城戸 方子	大洲市春賀甲578-1	平成18年1月26日	土木工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-14)第4658号	平成14年6月5日	(有)樋又電気	緒方 徳貞	松山市松前町4-2-3	平成18年1月26日	電気工事業	建設業の廃止
(般-14)第8240号	平成14年5月26日	白石建装	白石 元夫	今治市菊間町種840	平成18年1月26日	屋根工事業	建設業の廃止
(般-12)第7517号	平成13年2月26日	梶本建設工業(株)	梶本 年幸	新居浜市岸の上町1-11-1	平成18年1月27日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-13)第6304号	平成13年8月3日	高岡工務店	高岡 忠徳	上浮穴郡久万高原町波草2502	平成18年1月30日	建築工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般-13)第6092号	平成13年4月28日	矢野建築	矢野 久次	大洲市徳森2484	平成18年1月31日	建築工事業	建設業の廃止
(般-12)第9041号	平成13年2月16日	大清建設(株)	伊藤 英子	西条市西泉乙348	平成18年1月31日	土木工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第276号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成18年2月28日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 起業者の名称
西条市
- 2 事業の種類
(仮称)西条市観光交流センター及び催し広場整備事業
- 3 起業地
 - (1) 土地
 - ア 収用の部分
愛媛県西条市大町地内
 - イ 使用の部分
なし
 - (2) 建物
愛媛県西条市大町地内
- 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
申請に係る事業は、愛媛県西条市大町地内を起業地とする「(仮称)西条市観光交流センター及び催し広場整備事業」(以下「本件事業」という。)である。

本件事業は、西条市の観光、産業、文化など各種情報の提供、来訪者と地域住民の交流等を目的として、同市が設置する観光交流施設及び広場に関する事業であることから、土地収用法第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について
本件事業は、西条市議会において西条市一般会計予算の議決を受け施行するものであることから、西条市は、

本件事業を施行する権能を有するものと認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益

西条市中央地区は、ＪＲ伊予西条駅を交通の結節点として、官庁、金融機関等が集積しており、古くから行政、産業等の中心地であるが、近年、商店街の空き店舗が増加し、飲食店街も活気のない状況となっている。また、ＪＲ伊予西条駅は、市をアピールする表玄関として観光、物産等の情報を提供する施設が十分でなく、今日的な交通の結節点としての機能が果たせていない状況である。

本件事業の施行によって、ＪＲ伊予西条駅前に観光案内等の情報発信機能を備えた観光交流施設やイベントスペースといった集客力のある新しい拠点ができ、西条市中央地区の他の拠点施設、商店街、アクアトピア等と一体となって、同地区の活性化に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存在するものと認められる。

イ 事業の施行により失われる利益

本件事業により失われる利益として周辺環境への影響が考えられるが、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の対象となるような大規模で環境へ大きな影響を及ぼすおそれのある事業ではなく、また、完成後の施設の運営によって騒音、悪臭等のおそれもないことから、周辺環境への影響は極めて小さいものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、自然的条件、社会的条件及び経済的条件による3案の比較検討を行い、総合的に最も優れた案を採用しているものと認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の事業計画は他の代替案と比較して最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地及び建物の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

西条市中央地区は、近年、商店街の空き店舗が増加し、飲食店街も活気のない状況となっている。また、ＪＲ伊予西条駅は、観光、物産等の情報を提供する施設が十分でないことから、できるだけ早期に、市をアピールし、集客力のある施設を整備する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地及び建物を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 土地収用法第26条の2の規定に基づく図面の縦覧場所
西条市役所

○愛媛県告示第277号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成18年2月28日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 作業種類 基本測量（一等磁気測量）
- 2 作業期間 平成17年8月22日から
平成17年9月16日まで
- 3 作業地域 四国中央市

○愛媛県告示第278号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成18年2月28日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 作業種類 公共測量（土地区画整理事業）
- 2 作業期間 平成18年2月28日から
平成18年4月28日まで
- 3 作業地域 松山市堀江町、内宮町、馬木町、平田町、高木町の一部

○愛媛県告示第279号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、西条地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年2月28日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	川之江大豊線	四国中央市金田町半田字宮谷乙454番1から 同町半田字榎実丁144番61まで	平成18年2月28日
"	"	四国中央市金田町半田字榎実丁144番61から 同町金川字山ノ東乙488番6まで	"

○愛媛県告示第280号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成18年2月28日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	弓削島循環線	越智郡上島町下弓削839番1から 同町弓削下弓削123番6地先まで	平成18年2月28日

○愛媛県告示第281号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成18年2月28日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	378号	八幡浜市合田2140番47	旧	メートル 15.2~23.6	キロメートル 0.017	
			新	15.2~18.6	0.017	
"	"	八幡浜市合田2140番47から 同市合田1911番11まで	旧	5.8~7.0 15.2~18.4	0.092 0.086	
			新	15.2~18.4	0.086	
"	"	八幡浜市合田1911番11	旧	16.6~25.0	0.022	
			新	16.6~21.0	0.022	

○愛媛県告示第282号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成18年2月28日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	378号	西予市明浜町俵津8番耕地510番から 同町俵津3番耕地166番1地先まで 及び 西予市明浜町俵津8番耕地510番から 同町俵津3番耕地166番5地先まで	旧	メートル 4.2~14.4	キロメートル 0.210	
			新	4.8~38.8 13.0~38.6	0.210 0.208	
"	"	西予市明浜町俵津2番耕地858番2地先から 同町俵津1番耕地537番1まで	旧	3.8~6.4	0.190	
			新	19.0~24.8	0.185	

○愛媛県告示第283号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成18年2月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
17松局建（開）第78号 平成18年2月16日	伊予郡松前町大字出作字鍛冶分728番2	松山市古川北一丁目17番8号 後 藤 史 典